

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

茅沼診療所では2023年10月1日より、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけます。

詳しくは、下記のサイトをご確認ください。

○マイナポータル https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

○厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

※なお、各公費の受給者証等をお持ちの方は、従来どおりご提示いただく必要があります。ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは 

マイナポータル

